

令和元年度
第4回
定期監査報告書

(市民安全部)
市民安全課
市民活動推進課

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項および第4項の規定による監査

2 監査の対象

市民安全部 市民安全課、市民活動推進課

3 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行された財務に関する事務

4 監査の期間

令和元年12月17日から令和2年3月26日まで

説明の聴取 令和2年2月10日

5 監査の方法

監査に当たっては、前記2、監査の対象に掲げる課の所管する財務に関する事務が、法令等にもとづいて適正かつ効率的に執行されているかについて、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取を実施した。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象課の所管する財務に関する事務の執行については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取により監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

公印の管理については、保管状況の実査を行ったところ、適正に管理されており、また、窓口で受領した手数料や資金前途による現金および郵券類の管理も適正に行われていることを確認した。

なお、監査対象課の事務取扱の一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として述べることとする。

1 事務分掌

青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和元年9月30日現在）

(1) 歳入 (単位：円、%)

課	会計区分	予算現額	調定額	収入済額	調定額に対する収入率
市民安全課	一般	3,706,000	554,930	554,930	100.0
市民活動推進課	一般	22,669,000	9,749,990	9,364,990	96.1

(2) 歳出 (単位：円、%)

課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
市民安全課	一般	48,026,000	27,743,557	57.77
市民活動推進課	一般	293,857,000	127,668,634	43.45

3 要望事項等

監査を実施した市民安全課については、市民の安全で安心な暮らしを守るため、交通安全、防犯、消費者保護等の対策や市民相談業務を所管している。また、市民活動推進課については、市民活動の支援、自治会等地域団体の総合調整や市民センター業務を所管している。両課とも市民の身近な業務を担い、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりに向け、様々な事業を実施しているところである。今後も所管する事務事業の適正な執行に努められたい。

また、多様化する市民ニーズに応え、地域の課題を解決するためには、市民、地域団体等との連携・協働が不可欠である。将来を見据えた安全・安心なまちづくりに向け、今後も様々な活動主体との連携、協働のさらなる推進と適切な支援に取り組まれたい。

なお、個別の要望等については、次のとおりである。

(1) 市民安全課

ア 青梅交通安全協会事業補助金について

青梅交通安全協会事業補助金交付要綱では、交通安全の意識の普及、啓発および指導のための事業に要する経費、街頭指導等に関する経費および指導員の活動に要する保険料を補助対象とし

ている。そのうち街頭指導等にかかる補助金の実績報告書では街頭指導等出勤人数の報告書が添付されているが、その使途のわかる書類が不足していた。補助金の使途を把握するために必要な書類の添付を求め、実績報告書の審査について適切な事務処理を行われたい。

実績報告書については定められた期日までに提出されているが、提出後であっても、団体全体の収支決算を含めた定期総会資料の提出を求め、補助金の成果について確認をされたい。

イ 交通公園について

交通公園については、青梅市交通公園管理清掃業務委託が締結され、配置されている市職員との業務分担により運営されているところである。交通公園管理清掃業務委託の仕様書では、委託内容が交通公園の運営全般にわたるため、発注者側と受注者側との役割分担が不明確にならないよう常に留意し運営に当たられたい。

また、小さな子どもも利用する施設であることから、特に施設の安全管理には十分注意し、遊具等の保守点検結果については精査をお願いしたい。

青梅市公共施設等総合管理計画によると、交通公園管理棟については、耐震補強は未実施であり、今後の施設のあり方を検討するとされている。現在、職員による検討委員会が設置され、あり方について検討が行われているとのことであるが、耐震補強未実施の施設でもあるため、早期に検討結果をまとめられたい。

ウ 青梅市市民のくらし展について

青梅市市民のくらし展については、実行委員会形式で運営され、委託料が支出されており、実行委員会からの事務支援申出により市民安全課職員が金銭の管理を行っている。

当委託料の内訳は第三者委託として承認している会場設営費が大部分を占め、その他は消耗品費等となっている。一般的に、業務委託とすることのメリットとして、経費の節減、事務処理の効率化、専門的な知識の活用等が図られることなどが挙げられるが、当事業が協働事業であることも踏まえ、当事業を委託の形式

で行うことが妥当か検証されたい。

また、今後も委託による事業の継続が見込まれるのであれば、年度単位で設立される実行委員会の協定書内容を再確認するとともに、市民のくらし展の委託内容については十分検討され、実行委員会としての立場と市職員の立場を混同することのないよう、チェック機能も含めた体制を整えられたい。

(2) 市民活動推進課

ア ボランティア・市民活動センター運営費補助金について

青梅ボランティア・市民活動センター運営費補助金交付要綱において、「実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。」とされているが、実績報告書については交付要綱に定められた様式を使用していないことから補助事業の成果の記載がなく、添付書類の不足もみられた。また、確定通知書が作成されていなかった。

補助金交付については、交付申請から確定通知まで、一連の事務を滞りなく行い、補助金交付による成果についても記載することとし、事業実績の確認に努められたい。

補助金交付先である青梅市社会福祉協議会の令和元年度基本方針においては、多様なボランティア活動や市民活動に対する支援の強化として、ボランティア・市民活動センター機能の充実とともに、大規模災害等に備えた訓練や人材育成に努め体制整備を推進するとされている。

青梅市と社会福祉協議会において「青梅市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書」が締結されているが、ボランティアの調整、効果的な活動をコーディネートするなど、その中心的な役割を担う災害ボランティアセンターの運営は、社会福祉協議会を核としながらも、地域における様々な団体の関与・支援が必要であると言われている。

いざというときに、災害ボランティアセンターの適切な運営ができるよう、今後も市と社会福祉協議会が相互に連携し協力しながら、体制整備に向けた取組を推進するとともに、災害ボランテ

ィア講座のさらなる充実についても取り組まれない。

イ 協働事業について

市民提案協働事業は、市民活動団体の専門性、柔軟性および自主性を活かして地域課題や社会的課題を解決するため、市民活動団体と市が協働して行う事業で、自由に事業テーマを設定できる「自由提案」と、市が提示する「行政テーマ提案」に対して事業を募集し実施されているところである。

今年度については自由提案により4団体の事業が採択されている。地域の課題解決に向け、市民提案協働事業が活発に展開されるよう、これまで採択された事業も含めた当事業の検証と、市職員による行政テーマの設定にも工夫の余地はないか改めて検討されたい。また、当事業の市民へのさらなる周知に取り組まれない。

協働事業については、実施結果に対する意見や、今後の協働のあり方等について意見を求めるため、「協働事業市民推進委員会」が設置されている。また、今年度は、市民活動団体等へのアンケート調査も実施されたとのことである。協働事業市民推進委員会や市民活動団体の様々な意見を吸い上げ、今後活かす仕組みを検討されたい。

平成20年に「青梅市における市民活動団体等との協働事業の推進に関する指針」が策定され10年以上経過したところだが、協働事業の裾野を広げる余地はまだあると思われる。また、協働事業をけん引していくような人材の発掘、育成も重要であると考ええる。協働への理解が進み、市民活動団体が行政のパートナーとして、また、公共のサービスの担い手として健全に発展するよう、今後も協働事業の着実な取組を期待するものである。

ウ 地域女性活躍推進事業について

青梅市では、第六次青梅市男女平等推進計画にもとづき、働く女性や働くことを希望する女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するための環境づくりに向け、女性活躍推進事業に取り組んでいる。

今年度の地域女性活躍推進事業については、企業現場で働く女

性社員等がリーダー的存在になるために必要なビジネススキルやコミュニケーションスキル等の向上、業種・企業を超えた人的ネットワークによる女性活躍の気運醸成と企業現場における女性活躍推進に向けた環境の底上げを図ることなどを目的とし、取組が進められている。「働く女性の次の一歩を応援」とした啓発セミナーおよびビジネススクールの開催や、市内企業等の取組事例のまとめなど、女性リーダー養成事業および女性活躍啓発事業は商工会議所への委託により実施しているところである。

より多くの女性が地域女性活躍推進事業について関心を持ち、参加しやすいよう、今後も事業の周知と充実に努められるとともに、市内企業の取組事例や先進事例等の効果的な周知に努められたい。

また、地域の事業者に対して、女性活躍関連制度の整備状況や利用状況などアンケート調査が行われるとのことで、前回（平成29年度）実施時との比較検証を今後の事業展開に有効活用されたい。

なお、市職員のキャリアデザイン研修への当事業の有効活用についても、職員課と連携し積極的に取り組まれたい。

エ 自治会加入促進について

青梅市における令和元年度の自治会加入率は39.6%（施設入所世帯を除く加入率41.6%）となり、全国的な課題である自治会会員の高齢化による退会や、運営の担い手不足、価値観やライフスタイルの多様化による地域コミュニティの希薄化などは、青梅市においても同様である。

現在、自治会勧誘パンフレットの作成および転入時や就学児健診の際の配布、広報おうめでの自治会活動の紹介、青梅市自治会連合会との協働による自治会ハンドブックや自治会・支会活動事例集の作成・配布など、青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定にもとづき、自治会のPR、加入促進に努めているところである。

青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、将来を見据えた、安全・安心なまちづくりを推進するという基本目標にお

いて、日常生活から災害時まで安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるとし、自治会加入率を重要業績評価指標としている。

今後も自治会加入の促進、各地域の自治会活動に対する積極的な支援を望むものである。

オ 市民センターについて

市民センターでは、市民団体への施設の貸出をはじめ、生涯学習事業の実施や地域団体の活動支援、住民票等の発行や本庁舎の出先機関としての対応など、様々な業務を取り扱っている。併設されている図書館や子育て広場などと合わせ、市民福祉の向上、地域の市民活動やコミュニティ醸成の拠点としての役割を果たしており、また、高齢化の進展に伴い、高齢者の居場所の確保という面での役割も求められているところである。

平成20年4月の市民センター改革により、各市民センターにおいては地域団体と協力して行う事業や市民センター利用団体との協働事業が行われているが、地域性もあり、その内容は様々である。また、市民センターを会場として、社会教育課が実施する生涯学習事業のほか、子育て支援、消費者保護、スポーツ教室などの事業は各所管課が担当し開催されている。

現在、職員による市民センター連絡会が設置され、事業連携や情報共有化を図っているとのことだが、今後、どのように市民センターを運営していくのか、庁内各部署の横断的な体制を整え、地域市民の身近な活動拠点として、市民センターの有効活用、各種事業の充実を図りたい。

カ 市民センターにおける現金・預金、郵券類の管理について

各市民センターにおいては、市民センター使用料をはじめ、住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付手数料等、様々な収入を取り扱っているほか、準公金として、地域の団体等の金銭管理も行っている。今後も事故のないよう、現金・預金の取扱いには十分注意されたい。

また、切手の保管については、郵便料金の改定に伴い使用しにくくなることや、長期保存により劣化することも想定されること

から、使用枚数と比較して大量の切手を保管することのないよう、市民センター間での有効活用など、切手の管理方法を検討されたい。

(3) 共通（全庁的事項）

補助金交付事務について

市の補助金交付事務と補助金を受ける団体事務局の双方を、同じ課で担当しているケースがある。補助金の透明性の確保のため、所管課内でのダブルチェックや職務分掌による相互牽制など、業務に潜むリスク低減のための仕組みについて、各課において改めて確認されたい。

